

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第19号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「、育児休業法」を「及び育児休業法」に改め、「及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣された職員」を削り、「、育児休業又は派遣」を「又は育児休業」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。